

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 「令和2年度久留米市企業局庁舎外13施設電力需給」
- (2) 需給場所 「別添資料」のとおり
- (3) 用 途 官公庁舎等

2 仕 様

(1) 供給電気方法等

「別添資料」のとおり

(2) 契約電力・予定使用電力量

ア 契約電力 1, 226 kW (各施設合計)

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)

イ 契約期間中の予定使用電力量 2, 725, 902 kWh (各施設合計)

月別予定使用電力量は、別紙5のとおりとする。

(3) 使用期間

自 令和3年1月1日 00:00 至 令和3年12月31日 24:00

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (3) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することが出来る。ただし、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更には、上記標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。
- (4) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。
- (5) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、九州管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。

令和2年度久留米市企業局庁舎外13施設電力需給

別添資料

施設別概要書

No.	需要場所		電力供給条件				予定契約電力及び予定使用電力等		
	施設名	住所	供給方式	標準電圧 (V)	計量電圧 (V)	標準周波数 (Hz)	予定契約電力 (Kw)※1	予定使用量 (KWh)※2	力率 (%)
1	久留米市企業局	福岡県久留米市合川町2190-3	交流3相3線式	6,000	6,000	60	84	301,542	100
2	南部浄化センター-焼化ガス発電	福岡県久留米市安武町住吉1900	交流3相3線式	6,000	6,000	60	13	126	100
3	田主丸浄化センター	福岡県久留米市田主丸町益生田1101-6	交流3相3線式	6,000	6,000	60	75	388,265	100
4	長門石中継ポンプ場	福岡県久留米市長門石二丁目15-1	交流3相3線式	6,000	6,000	60	114	126,428	100
5	櫛原中継ポンプ場	福岡県久留米市東櫛原町854	交流3相3線式	6,000	6,000	60	245	426,296	100
6	宮ノ陣中継ポンプ場	福岡県久留米市宮ノ陣二丁目1-50	交流3相3線式	6,000	6,000	60	101	192,243	100
7	合川中継ポンプ場	福岡県久留米市新合川一丁目3	交流3相3線式	6,000	6,000	60	135	356,609	100
8	北野中継ポンプ場	福岡県久留米市北野町高良1622	交流3相3線式	6,000	6,000	60	67	178,445	100
9	上津中継ポンプ場	福岡県久留米市藤山町野添1897-1	交流3相3線式	6,000	6,000	60	64	95,630	100
10	篠山排水ポンプ場	福岡県久留米市旭町69-8	交流3相3線式	6,000	6,000	60	137	28,104	100
11	三瀬中継ポンプ場	福岡県久留米市三瀬町荻原202-1	交流3相3線式	6,000	6,000	60	37	60,145	100
12	清掃津福工場	福岡県久留米市津福本町2241	交流3相3線式	6,000	6,000	60	41	144,467	100
13	柴刈浄化センター	福岡県久留米市田主丸町菅原1013番地3	交流3相3線式	6,000	6,000	60	32	188,589	100
14	藤山配水地	福岡県久留米市藤山町115-5	交流3相3線式	6,000	6,000	60	81	239,013	100
総計			-	-	-	-	1,226	2,725,902	-

※1 契約上利用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測された需用電力が原則として、これを超えないものとする。

※2 月別の予定使用量は別紙5とする。

※3 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。